



島根県報

平成17年 3月25日 (金)
 第 1,661 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	3
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	6
島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(")	7
特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(")	28
島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則	(")	29
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則	(")	30
島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(景 観 自 然 課)	32
島根県自然環境保全審議会規則の一部を改正する規則	(")	32
島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(")	32
島根県立心と体の相談センター条例施行規則	(障 害 者 福 祉 課)	33
島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則の一部を改正する規則	(畜 産 振 興 課)	35
島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(審 査 課)	35

告 示

島根県立大学大学院の学則の一部改正の届出	(総 務 課)	35
島根県文化奨励賞授賞要綱の一部改正	(文 化 振 興 課)	36
湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく湖沼水質保全計画の策定 (2 件)	(環 境 政 策 課)	36
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高 齢 者 福 祉 課)	36
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	37
換地処分 (6 件)	(農 村 整 備 課)	37
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	38
保安林の指定施業要件の変更	(")	39
測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(土 木 総 務 課)	39
島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域の一部改正	(都 市 計 画 課)	44
道路の位置の指定	(建 築 住 宅 課)	45
指定確認検査機関の業務区域の増加の認可	(")	46
一定の複数建築物に対する制限の特例に係る対象区域	(")	46

訓 令

八戸ダム操作規則の一部改正	(河 川 課)	46
---------------	---------	----

公 告

平成17年島根県歯科技工士試験の合格者	(医 療 対 策 課)	47
---------------------	-------------	----

教委規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行施行細則の一部を改正する規則	(義 務 教 育 課)	47
----------------------------------	-------------	----

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	47
雑 報		
危険物取扱者試験の実施	(消防防災課)	48
島根県警察情報公開センター等設置運営要綱の一部改正	(警察本部)	48
正 誤		
平成9年7月29日付け島根県報号外第62号中	(河川課)	49

公布された条例等のあらまし

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第23号）

1 規則の概要

(1) 公務員等の職の指定

公務員等の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等についてその氏名を非開示とする職は、警察職員のうち警部補以下にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とした。

(2) 個人情報利用停止請求書の様式等を定めることとした。

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

(1) 処分をする相手方に当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を教示するよう様式を改正することとした。（様式関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第29号）

1 規則の概要

文化財保護法の改正に伴う規定の整理（第19条の2・第20条・第22条関係）

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立自然環境保全審議会規則の一部を改正する規則（規則第30号）

1 規則の概要

引用する条項の整理（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行する。

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

文化財保護法の改正に伴う規定の整理（第15条・第20条関係）

2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

島根県立心と体の相談センター条例施行規則（規則第32号）

1 規則の概要

- (1) 使用料又は手数料の減免を受けようとする者が知事に提出する申請書の様式及び当該申請書に添付する書類を定めることとした。（第 2 条関係）
- (2) 島根県立精神保健福祉センター条例施行規則を廃止することとした。（附則第 2 項関係）

2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

島根県立畜産試験場を島根県立畜産技術センターに改称することに伴う規定の整理

2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第34号）

1 規則の概要

証紙による収入の方法により徴収する使用料等から次に掲げる手数料を削除することとした。（別表第 1 関係）

- (1) 島根県改良普及員資格試験に関する条例に基づく試験手数料
- (2) 島根県林業改良指導員資格試験に関する条例に基づく試験手数料

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第23号

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護条例施行規則（平成14年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号及び第 2 号中「又は申出」を削る。

第11条を削り、第10条を第11条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（公務員等の職の指定）

第 5 条 条例第13条第 3 号ウの規則で定める職は、警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第 1 項及び第55条第 1 項に規定する職員をいう。）のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。

第13条中「第46条」を「第50条」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「及び第27条」を「、第27条及び第32条」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の 1 条を加える。

（個人情報利用停止請求書）

第12条 条例第30条第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人が利用停止の請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所並びに本人の状況

(2) 利用停止の請求をしようとする者の連絡先

2 条例第30条第1項に規定する請求は、個人情報利用停止請求書(様式第4号)により行うものとする。

様式第3号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に、

「

訂正等請求に係る 個人情報の内容	
---------------------	--

」を

「

訂正等請求に係る 個人情報の内容	(開示を受けた年月日 年 月 日)
---------------------	-------------------

」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号 (第12条関係)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

(実施機関) 様

住 所
(〒 -)
氏 名
連 絡 先
電話番号 () -

島根県個人情報保護条例第30条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 個人 情 報 の 内 容	(開示を受けた年月日 年 月 日)
利用停止を求める 内容及びその理由	

- 注 1 「利用停止請求に係る個人情報の内容」欄は、当該個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
- 2 「利用停止を求める内容及びその理由」欄は、当該個人情報の取扱い並びに利用停止を求める箇所、内容及びその理由を具体的に記入してください。
- 3 請求の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

【法定代理人記入欄】 この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(〒 -) 電話番号 () -
本人の状況 (該当する番号を で 囲んでください。)	1 未成年者 (年 月 日生)	
	2 成年被後見人	

注 法定代理人による請求の場合には、法定代理人自身を証明する書類（運転免許証、旅券等）のほか、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。

【職員記入欄】 この欄には記入しないでください。

本人等確認書類	運転免許証 旅券 戸籍謄本 住民票の写し 登記事項証明書 その他 ()
備 考	

様式第5号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第24号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則(昭和48年島根県規則第56号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中

「この課税免除(不均一課税)について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「この課税免除(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

様式第6号中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第25号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則 (昭和51年島根県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第 3 号様式中

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。」

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として (島根県知事が被告の代表となります。) 提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。」

改める。

第 5 号様式から第 7 号様式までの様式中

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求 (異議申立て) をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁 (事務所) を経由して提出してください。」

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求 (異議申立て) をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁 (事務所) を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求 (異議申立て) に係る判決 (決定) の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として (島根県知事が被告の代表となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求 (異議申立て) に対する判決 (決定) を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求 (異議申立て) があった日から 3 か月を経過しても判決 (決定) がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決 (決定) を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決 (決定) を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第 8 号様式中

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁 (事務所) を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第9号様式その1中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第9号様式その2及びその3中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第9号の2様式から第10号の2様式までを次のように改める。

第 9 号の 2 様式 (第 10 条、第 11 条関係)

(表)

自動車税減額通知書兼
還付 (充当) 通知書

年 月 日

〒

島根県知事 (支 庁 長)
事務所長

印

様

下記のとおり自動車税の減額等により還付金
(過誤納金) が生じたので還付 (充当) します。

徴 収 番 号 (登 録 番 号)		年 度	税 目	
()			自 動 車 税	
期 別	事 業 年 度 (連 結 事 業 年 度、計 算 期 間) 終 期	納 付 日	申 告 区 分	
支 払 方 法	還 付 理 由	備 考		

還 付 金 等	区 分	既 納 額	正 当 額	還 付 金 額	左 欄 の 計 ㊦	㊦ の 還 付 加 算 金 ㊧	
	利 子 割 額 還 付 金 ㊨	㊨ の 還 付 加 算 金 ㊩	還 付 金 ㊦ = ㊦ + ㊧ + ㊨ + ㊩	充 当 金 額 ㊪	充 当 後 の 還 付 額 ㊫ = ㊦ - ㊪		
充 当 内 訳	徴 収 番 号 (登 録 番 号)	年 度	税 目	期 別 (申 告 区 分)	区 分	金 額	振 込 先 (口 座 振 替 の 場 合)
	()			()			
	()			()			
	()			()			
	計						

この処分に対する不服申立ての方法等については、裏面を御覧ください。

(裏)

処分に対する不服申立ての方法等

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に係る裁決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に対する裁決(決定)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求(異議申立て)があった日から3か月を経過しても裁決(決定)がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式 (第11条関係)

(表)

還 付 (充 当) 通 知 書

年 月 日

〒

島根県知事 (支 庁 長)
事務所長

印

様

下記のとおり還付金 (過誤納金) が生じたので還付 (充当) します。

徴 収 番 号 (登 録 番 号)		年 度	税 目	
()				
期 別	事業年度 (連結事業年度、計算期間) 終期	納 付 日	申 告 区 分	
支 払 方 法	還 付 理 由	備 考		

還 付 金 等	区 分	既 納 額	正 当 額	還 付 金 額	左 欄 の 計 ⑦	⑦ の 還 付 加 算 金 ⑧	
	利子割額還付金⑨	⑨ の 還 付 加 算 金 ⑩	還 付 金 ⑪ = ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩	充 当 金 額 ⑫	充 当 後 の 還 付 額 ⑬ = ⑪ - ⑫		
充 当 内 訳	徴収番号 (登録番号)	年 度	税 目	期 別 (申 告 区 分)	区 分	金 額	振 込 先 (口 座 振 替 の 場 合)
	()			()			
	()			()			
	()			()			
	計						

この処分に対する不服申立ての方法等については、裏面を御覧ください。

(裏)

処分に対する不服申立ての方法等

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に係る裁決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に対する裁決(決定)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求(異議申立て)があった日から3か月を経過しても裁決(決定)がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号の2様式(第11条、第91条関係)

(表)

自動車取得税更正通知書兼
還付(充当)通知書

年 月 日

〒

島根県知事

印

様

下記のとおり自動車取得税の更正により還付金
(過誤納金)が生じたので還付(充当)します。

徴収番号(登録番号)		年度	税 目	
()			自 動 車 取 得 税	
期 別	事業年度(連結事業年 度、計算期間)終期	納 付 日	申告区分	
支払方法	還 付 理 由	備 考		

還 付 金 等	区 分	既 納 額	正 当 額	還 付 金 額	左欄の計⑦	⑦の還付加算金⑧	
	利子割額還付金⑤	⑤の還付加算金⑥	還付金④ = ⑦ + ⑧ + ⑤ + ⑥	充当金額④	充当後の還付額⑨ = ④ - ④		
充 当 内 訳	徴収番号(登録番号)	年度	税 目	期別(申告区分)	区分	金 額	振込先 (口座振替の場合)
	()			()			
	()			()			
	()			()			
	計						

この処分に対する不服申立ての方法等については、裏面を御覧ください。

(裏)

処分に対する不服申立ての方法等

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式中

「この処分について不服があるときは、この請求書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この請求書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に係る判決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に対する判決(決定)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求(異議申立て)があった日から3か月を経過しても判決(決定)がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第15号様式中

「この処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第21号様式その1及びその2中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に係る判決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に対する判決(決定)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求(異議申立て)があった日から3か月を経過しても判決(決定)がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第22号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に係る判決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に対する判決(決定)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求(異議申立て)があった日から3か月を経過しても判決(決定)がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第27号様式その1及びその2の裏面中

「課税に対する不服申立ての方法

この税金の課税について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「課税に対する不服申立ての方法等

この税金の課税(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第27号様式その3裏面の4を次のように改める。

4 この税金の課税(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

第27号様式その4表面中「方法については裏面を」を「方法等については、裏面を」に、「ご覧ください」を「御覧く

ださい」に改め、同様式裏面中

「課税に対する不服申立ての方法

この税金の課税について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。

「課税に対する不服申立ての方法等

この税金の課税（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第27号様式その5表面中「方法については裏面をご覧ください」を「方法等については、裏面を御覧ください」に改め、同様式裏面中

「課税に対する不服申立ての方法

この税金の課税について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。

「課税に対する不服申立ての方法等

この税金の課税（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第27号様式その6裏面の4を次のように改める。

4 この税金の課税（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第27号様式その7及びその8の裏面中

「課税に対する不服申立ての方法」

この税金の課税について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。

「課税に対する不服申立ての方法等」

この税金の課税（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第28号様式その1表面中「方法等」の次に「及び延滞金の計算方法」を加え、同様式裏面中

「この督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日を経過する日又は差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日のうち、いずれか早い日までに、行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

「この督促（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日を経過する日又は差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日のうち、いずれか早い日までに、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に係る判決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する判決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求（異議申立て）があった日から3か月を経過しても判決（決定）がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の又はに該当する場合は、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日後は、処分の取消しの訴えを提起することができません。」

改める。

第28号様式その2表面中「この督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日を経過する日又は差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日のうち、いずれか早い日までに、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」を「既に納付され本書と行き違いの場合又は最近において抹消等の登録により税額の異動があった場合は、事務処理が未了のためですのであしからず御了承ください。」に改め、同様式裏面中

「既に納付され本書と行き違いの場合、あるいは最近において転出、抹消等の登録により税額の異動があった場合

は、事務処理が未了のためですので悪しからず御了承ください。」を

「この督促(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日を経過する日又は差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して30日を経過した日のうち、いずれか早い日までに、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の又はに該当する場合は、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して30日を経過した日後は、処分の取消しの訴えを提起することができません。」

改める。

第29号の2様式及び第29号の4様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求(異議申立て)をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求(異議申立て)に係る判決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

改める。

第33号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求(異議申立て)をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求(異議申立て)に係る判決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

改める。

第34号様式中

「この処分について不服があるときは、この催告書を受け取った日の翌日から起算して60日を経過する日又は差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して30日を経過した日のうち、いずれか早い日までに、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立

を

て)をすることができます。審査請求書は2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この催告書を受け取った日の翌日から起算して60日を経過する日又は差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して30日を経過した日のうち、いずれか早い日までに、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に係る判決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に対する判決(決定)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求(異議申立て)があった日から3か月を経過しても判決(決定)がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の又はに該当する場合は、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して30日を経過した日後は、処分の取消しの訴えを提起することができません。」

改める。

第35号の2様式及び第36号様式中

「この処分について不服があるときは、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に係る判決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に対する判決(決定)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求(異議申立て)があった日から3か月を経過しても判決(決定)がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第37号様式その2中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第38号様式中

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に係る判決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する判決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求（異議申立て）があった日から3か月を経過しても判決（決定）がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第41号様式中

「 この処分について不服があるときは、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

「 この処分について不服があるときは、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に係る判決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する判決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求（異議申立て）があった日から3か月を経過しても判決（決定）がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第45号様式、第46号様式、第48号様式、第50号様式及び第52号様式中

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に係る判決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する判決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求（異議申立て）があった日から3か月を経過しても判決（決定）がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある

とき、その他裁決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第53号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第54号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に係る裁決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に対する裁決(決定)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求(異議申立て)があった日から3か月を経過しても裁決(決定)がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第56号様式、第59号様式、第62号様式及び第66号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に係る裁決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に対する裁決(決定)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求(異議申立て)があった日から3か月を経過しても裁決

(決定)がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第89号様式その1表面中「方法等については裏面をご覧ください」を「方法等及び延滞金の計算方法については、裏面を御覧ください」に改め、同様式裏面中

「**不服申立ての方法**

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「**不服申立ての方法等**

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第89号様式その2表面中「方法等については裏面をご覧ください」を「方法等及び延滞金の計算方法については、裏面を御覧ください」に改め、同様式裏面中

「**不服申立ての方法**

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「**不服申立ての方法等**

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第90号様式及び第90号の3様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査

法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第90号の4様式及び第90号の5様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当事務所を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当事務所を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第91号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第93号の5様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第103号様式及び第104号様式表面中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当事務所を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当事務所を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第106号様式及び第120号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

改める。

第121号様式及び第122号様式表面中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの

訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第171号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

改める。

第173号様式中

「地方税法第743条第1項の規定により、次のとおり大規模の償却資産の価格等を決定したから通知します。この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。」

「地方税法第743条第1項の規定により、次のとおり大規模の償却資産の価格等を決定したから通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第181号様式表面中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第185号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査

法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁（事務所）を
を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査
法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁（事務所）
を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告と
して（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合に
は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起する
ことができます。」

改める。

第189号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査
法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。」

審査請求書は 2 通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査
法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁（事務所）
を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告と
して（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合に
は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起する
ことができます。」

改める。

第193号様式、第196号の 2 様式及び第196号の 3 様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査
法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁（事務所）を
を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査
法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁（事務所）
を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告と
して（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合に
は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起する
ことができます。」

改める。

第197号の 2 様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法
第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁（事務所）を
を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査
法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁（事務所）
を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内
に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの
に

訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第201号様式その1及びその2中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第26号

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中

「この課税免除について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

「この課税免除（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に係る判決（決定）の送達を受けた日の翌日

から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する判決（決定）を経た後でなければ提起にすることができないこととされていますが、審査請求（異議申立て）があった日から 3 か月を経過しても判決（決定）がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

第 5 号様式及び第 6 号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に係る判決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する判決（決定）を経た後でなければ提起にすることができないこととされていますが、審査請求（異議申立て）があった日から 3 か月を経過しても判決（決定）がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年 4月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第27号

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県核燃料税条例施行規則（平成16年島根県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式表面中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁（事務所）を経由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁（事務所）

を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第28号

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成16年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

改める。

第9号様式及び第13号様式中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第15号様式中

「 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を
」

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）
」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの
訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査
請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい
損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経な
いでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第17号様式表面中

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を
」

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）
」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの
訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査
請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい
損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経な
いでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第19号様式中

「 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を
」

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）
」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの
訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査
請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい
損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経な
いでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第29号

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則（昭和36年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第2号イ中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

第20条第10号中「第72条第1項」を「第115条第1項」に改める。

第22条第10号中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

島根県自然環境保全審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第30号

島根県自然環境保全審議会規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全審議会規則（昭和48年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表自然公園部会の項所掌事務の欄第3号中「第12条第2項及び第3項」を「第7条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第31号

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウ(中)中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同条第4号工中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

第20条第1項第9号カ中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

島根県立心と体の相談センター条例施行規則をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第32号

島根県立心と体の相談センター条例施行規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、島根県立心と体の相談センター条例（平成16年島根県条例第82号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料等の減免の申請)

第 2 条 条例第 4 条の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、使用料（手数料）減免申請書（別記様式）に災害等の特別の事情により減免が必要であることを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、島根県立心と体の相談センターの管理に関し必要な事項は、島根県立心と体の相談センター所長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(島根県立精神保健福祉センター条例施行規則の廃止)

2 島根県立精神保健福祉センター条例施行規則（昭和53年島根県規則第64号）は、廃止する。

別記様式(第2条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

使用料(手数料)減免申請書

下記のとおり使用料(手数料)の減免を受けたいので、島根県立心と体の相談センター条例施行規則第2条の規定により申請します。

記

- 1 減免を受けようとする使用料又は手数料
- 2 減免を受けようとする額
- 3 減免を必要とする理由

島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第33号

島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則の一部を改正する規則

島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則（平成16年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

題名中「島根県立畜産試験場」を「島根県立畜産技術センター」に改める。

第 1 条、第 2 条及び様式第 1 号中「島根県立畜産試験場」を「島根県立畜産技術センター」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第34号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第22号までを 1 号ずつ繰り上げ、第23号を削り、第24号を第22号とし、第25号から第31号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第355号

島根県立大学条例施行規則（平成12年規則第42号）第17条第 1 項の規定により島根県立大学大学院学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学大学院学則の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 入学（第 9 条～第11条）」を「第 6 章 入学、再入学及び進学（第 9 条～第12条）」に、「第12条～第18条」を「第13条～第19条」に、「第19条～第21条」を「第20条～第22条」に、「第22条」を「第23条」に、「第23条・第24条」を「第24条・第25条」に改める。

「第 6 章 入学」を「第 6 章 入学、再入学及び進学」に改める。

第10章中第24条を第25条とし、第23条を第24条とする。

第 9 章中第22条を第23条とする。

第 8 章中第21条を第22条とし、第20条第 2 項中「博士論文」を「論文」に改め、同条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第 7 章中第18条を第19条とし、第12条から第17条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 6 章中第11条の次に次の 1 条を加える。

(進学)

第12条 本学大学院の修士課程等を修了し、博士後期課程に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可することができる。

附 則

この学則は、平成17年1月26日から施行する。

島根県告示第356号

島根県文化奨励賞授賞要綱(平成2年島根県告示第922号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

第3条中「及び財団法人島根県文化振興財団」を「、財団法人島根県文化振興財団及び知事が認めたる者」に改める。

第7条中「環境生活部文化振興課」を「環境生活部文化国際課」に改める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

島根県告示第357号

湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第4条第1項及び第2項の規定により、中海に係る湖沼水質保全計画を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

なお、この計画は、登載を省略し、島根県環境生活部環境政策課、松江保健所、雲南保健所及び出雲保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第358号

湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第4条第1項の規定により、宍道湖に係る湖沼水質保全計画を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

なお、この計画は、登載を省略し、島根県環境生活部環境政策課、松江保健所、雲南保健所及び出雲保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第359号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による同法第48条第1項第3号の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定に基づき告示する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定辞退年月日
医療法人 嘉本整形外科	介護療養型医療施設 嘉本整形外科	松江市西津田二丁目 2 番 2 号	平成17年 3 月31日

島根県告示第360号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第 2 条の規定により告示する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
細田 眞司	神経内科	細田クリニック	松江市田和山町137	平成17年 3 月11日
並河 哲志	内科	益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917 - 2	平成17年 3 月11日

島根県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成17年 3 月14日付けで県営土地改良事業に係る益美（益田）地区金ヶ峠工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成17年 3 月14日付けで県営土地改良事業に係る益美（益田）地区西長沢工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成17年 3 月14日付けで県営土地改良事業に係る益美（益田）地区岩栃工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年3月14日付けで県営土地改良事業に係る益美（美都）地区山料工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年3月14日付けで県営土地改良事業に係る益美（美都）地区丸茂工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年3月14日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（柿木）地区原手工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第367号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

邇摩郡仁摩町大字大国町字ツバキクレ547、字座頭屋敷570、字御子森572 - 4、583 - 2、584 - 7、字揭示房580 - 2、字横貝587 - 1 から587 - 3 まで、字御子森上ア4309、字井戸山4319、4319 - 1、4319 - 2、4321 - 1、4321 - 3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第368号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡津和野町大字直地字奥山1536 - 134、1536 - 136、1536 - 137、1536 - 145から1536 - 149まで、1536 - 166から1536 - 176まで、1536 - 181から1536 - 184まで、1536 - 190から1536 - 200まで、1536 - 203、1536 - 205、1536 - 220から1536 - 227まで、日原町大字左鎧字ナラヲ シ1494 - 6、柿木村大字白谷1572 - 2、六日市町大字六日市1085、1086、1086 - 1、益田市美都町都茂5027、5027 - 3、匹見町広瀬イ893内 1、イ893 - 2、匹見町道川イ1060

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに益田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第369号

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (平成13年島根県告示第272号) の一部を次のように改正する。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

第 7 条第 1 項第 4 号中「補償コンサルタント登録状況等調書」を「補償コンサルタント業務に関する調書」に、同項第 7 号中「商業登記簿謄本の写し」を「登記事項証明書」に改める。

様式第 1 号の20の項中

地 質 調 査					
補償 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	補償関連			千円	千円
	事業損失				
	営業補償・特殊補償				
	機械工作物				
	物件				
	土地評価				
	土地調査				

を

地 質 調 査				千円	千円
補償 コンサル タント 業務	土地調査			千円	千円
	土地評価				
	物件				
	機械工作物				
	営業補償・特殊補償				
	事業損失				
	補償関連				

に、

「河川、砂防及び海岸」を「河川、砂防及び海岸・海洋」に、

「水産土木」を「水産土木
廃棄物」に、

「建設機械
電気・電子」を「機械
電気電子」に、同様式の21の項中

「河川、砂防及び海岸」を「河川、砂防及び海岸・海洋」に、

「水産土木」を

「水産土木
廃棄物」に、

「建設機械
電気・電子」を「機械
電気電子」に、

「R
C
C
M」を「R
C
C
M」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 7 条関係)

補償コンサルタント業務に関する調書

商号又は名称

1 補償コンサルタント登録規程による登録状況

登録番号	登録年月日	部門種別	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連
		登録の有無(該当する方に付すこと。)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		補償業務管理者名(補償コード外登録規程第 3 条第 1 号イ又はロの区分)	(イ・ロ)	(イ・ロ)	(イ・ロ)	(イ・ロ)	(イ・ロ)	(イ・ロ)	(イ・ロ)

記入要領 登録がない場合は、「登録番号」の欄に非登録と記入すること。

2 主任技術者としての要件を有する者の数

部門種別	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連
業務部門ごとに当該業務に関し7年以上の実務経験者数	人	人	人	人	人	人	人
業務部門ごとの補償業務管理士数	人	人	人	人	人	人	人
公共用地取得業務経験者数(10年以上)							人

記入要領 「5 補償業務従事者の状況」に掲げた者のうち該当する者の人数を記入すること。

3 補償業務に従事する有資格者の数

有資格区分	人数	有資格区分	人数	有資格区分	人数	有資格区分	人数
測量士	人	一級建築士	人	公認会計士	人	司法書士	人
測量士補	人	二級建築士	人	公認会計士補	人	土地家屋調査士	人
不動産鑑定士	人	技術士(機械)	人	税理士	人	機械・生産設備調査積算業務に 関し3年以上 の実務経験者	人
不動産鑑定士補	人	技術士(電気)	人	中小企業診断士	人		人

記入要領 「5 補償業務従事者の状況」に掲げた者のうち該当する者の人数を記入すること。

4 業務実績(単位:千円)

部門種別	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連
直前1年の県からの受注高							
直前2年の年間平均実績高							

記入要領 部門ごとに分離しがたい場合は、主たる業務で計上すること。

別紙

公共用地取得業務経験者の経歴書

- 1 フリガナ
氏 名 _____
- 2 現勤務先 会社（営業所等）名 _____
所 在 地 _____
- 3 経 歴

在職年月日	在職年月数	所属（勤務先）	役職名	備 考
年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
計	年 月			

記入要領

- 1 用地業務以外の所属は記入しないこと。（副所長等は用地業務とする。）
- 2 「所属」の欄には、局 部 課、事務所 課等まで記入し、所属名称では業務内容が明らかでない場合には、「備考」の欄に業務内容を記入すること。
- 3 同一所属で係長等から用地官等へ昇任した場合は、次の欄に記入すること。

附 則

この告示は、平成17年3月25日から施行する。

島根県告示第370号

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域（昭和49年島根県告示第251号）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

「及び第4条」を削り、1のアからウまでを次のように改める。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物の周囲

知事が定める地域	所在地
清水寺の境内	安来市清水町
雲樹寺の境内	安来市清井町
松江城山公園の区域	松江市殿町
美保神社の境内	松江市美保関町
佐太神社の境内	松江市鹿島町
木幡家住宅の敷地の区域	松江市宍道町
堀江家住宅の敷地の区域	雲南市吉田町
櫻井家住宅の敷地の区域	仁多郡奥出雲町
日御碕神社の境内	出雲市大社町
旧大社駅本屋の敷地の区域	出雲市大社町
熊谷家住宅の敷地の区域	大田市大森町
万福寺の境内	益田市東町
染羽天石勝神社の境内	益田市染羽町
旧道面家住宅の敷地の区域	鹿足郡六日市町
玉若酢命神社の境内	隠岐郡隠岐の島町
水若酢神社の境内	隠岐郡隠岐の島町
佐々木家住宅の敷地の区域	隠岐郡隠岐の島町
焼火神社の境内	隠岐郡西ノ島町

イ 文化財保護法第27条第2項により指定された建造物の周囲

知事が定める地域	所在地
神魂神社の境内	松江市大庭町
出雲大社の境内	出雲市大社町

ウ 島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項により指定された建造物の周囲

知事が定める地域	所在地
古門堂茶室及び巖松軒茶室の敷地の区域	安来市清水町
並河家住宅の敷地の区域	安来市安来町
富田八幡宮の境内	安来市広瀬町
金屋子神社の境内	安来市広瀬町

明々庵の敷地の区域	松江市北堀町
真名井神社の境内	松江市山代町
内神社の境内	松江市大垣町
北島国造家の敷地の区域	出雲市大社町
藤間家住宅の敷地の区域	出雲市大社町
須佐神社の境内	出雲市佐田町
鉄塔附経堂の敷地の区域	大田市大田町
物部神社の境内	大田市川合町
城上神社の境内	大田市大森町
恵比寿神社の境内	邇摩郡温泉津町
木谷石塔の敷地の区域	邑智郡川本町
医光寺の境内	益田市染羽町
福王寺の境内	益田市中須町
柿本神社の境内	益田市高津町
鷲原八幡宮の境内	鹿足郡津和野町
旧津和野藩家老多胡家の敷地の区域	鹿足郡津和野町
永明寺の境内	鹿足郡津和野町
三渡八幡宮の境内	鹿足郡日原町
旧周吉外三郡役所庁舎の敷地の区域	隠岐郡隠岐の島町

1 の工からシまでを削る。

4 工中「松江温泉駅」を「松江しんじ湖温泉駅」に改め、4 カ中「区域」の次に「(都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化区域、同法第8条第1項の規定により定められた用途地域及びおおむね10以上の家屋が連たんする地域を除く。)」を加える。

7 及び 8 を削る。

島根県告示第371号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により告示する。

平成17年 3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 道路の位置

簸川郡斐川町大字求院字島崎1463番 3、同1463番 4、同1464番 3、同1465番 4

2 道路の幅員

6.00メートル

3 道路の延長

37.53メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路用側溝、地先境界ブロック及び境界プレートを設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成17年 3月17日 第 9 号

備考

別紙図面は、出雲土木建築事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第372号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第1項の規定により、次のとおり指定確認検査機関の業務区域の増加の認可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定確認検査機関の名称
財団法人島根県建築住宅センター
- 2 業務区域の増加の範囲
八束郡
- 3 業務区域を増加する年月日
平成17年3月31日

島根県告示第373号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、次のとおり一定の複数建築物の対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第8項の規定により告示する。

その関係図面は木次土木建築事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 対象区域
雲南市木次町木次471 - 10、471 - 6
- 2 認定の年月日及び番号
平成17年3月17日 第4号

訓 令

島根県訓令第5号

土 木 部
浜田土木建築事務所

八戸ダム操作規則（平成9年島根県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中

江 の 川	下 の 原	14.4
	大 口	3.6
	市 村	6.0
	山 陽 パ ル プ	-
	松 平 簡 水	-
	小 計	24.0
合 計	120.4	

を

江 の 川	下 の 原	11.85
	大 口	2.9
	市 村	5.0
	日 本 製 紙	-
	松 平 簡 水	-
	小 計	19.75
合 計	116.15	

に、

慣 行	を	許 可	に改める。
〃		〃	
〃		〃	
許可 (上水)		許可 (工水)	
〃		許可 (上水)	

附 則

この訓令は、平成17年 3 月25日から施行する。

公 告

平成17年島根県歯科技工士試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成17年 3 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 2 3 4 5 6 7 8 9

教 育 委 員 会 規 則

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 7 号

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立美術館条例施行規則 (平成16年島根県教育委員会規則第28号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号中「知的障害者更正相談所」を「心と体の相談センター」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月25日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 8 号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行細則 (昭和26年島根県教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 7 号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第 2 項中「に規定する」を「の第 1 欄に掲げる」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に改め、「基礎資格」の次に「を有すること」を加え、同条中第 6 項を第 8 項とし、第 5 項の次に次の 2 項を加える。

6 免許法附則第18項の規定の適用を受ける者は、第 1 項第 7 号の書類に替えて免許法附則第18項の表の第 2 欄に掲げる基礎資格を有することを証明する書類を提出しなければならない。

7 免許法施行規則附則第 6 項備考第 4 号の規定の適用を受ける者は、免許法第 3 条の 2 に規定する非常勤の講師として 1 年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書を提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第7条第6項の規定は、平成17年1月1日から適用する。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規制（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定に基づき公示する。

平成17年3月25日

財団法人消防試験研究センター理事長 池田 春 雄

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成17年6月12日（日）丙種の試験 9時30分から

甲種・乙種の試験 13時00分から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

(2) 受験願書受付期間

平成17年4月13日から4月27日まで（郵送の場合は、4月27日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5000円

乙種危険物取扱者試験 3400円

丙種危険物取扱者試験 2700円を所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各総務事務所、各地区消防本部、各地区危険物保安協会（郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型2号封筒を同封すること。）

(2) 問い合わせ先

〒690-0882

松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

（電話0852-27-5819）

島根県警察本部告示第23号

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱（平成13年島根県警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3 月25日

島根県警察本部長 警視長 鎌 田 聡

第 3 条第 1 項中「警務部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「警務部県民相談課長（以下「県民相談課長」という。）」に改める。

第 9 条から第11条までの規定及び第12条第 3 項中「総務課長」を「県民相談課長」に改める。

附 則

この告示は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

正

誤

平成 9 年 7 月29日付け島根県報号外第62号中に誤りがあったので、次のよう訂正する。

六 ペ
ー
ジ

右
か
ら
四 行

二
・
〇
九
一 誤

三
・
〇
九
一 正

